

## 会 議 録 (要旨)

会 議 名	令和5年度第1回武蔵村山市まちづくり審議会
開 催 日 時	令和5年10月27日(金) 午後2時00分から午後3時45分まで
開 催 場 所	さくらホール展示室
出 席 者 及び欠席者	出席者：米田秀男委員(会長)、波多野政俊委員(副会長)、宇野健一委員、日置雅晴委員、関根孝委員、坂本安隆委員、佐野康子委員、齋藤志保委員 欠席者：なし 事務局：都市整備部長、都市計画課長、都市計画課係長(計画係)、同課係長(開発・住宅係)、同課係長(沿線まちづくり係) 同課主任(沿線まちづくり係)、同課主任(計画係)
議 題	1 会長及び副会長の互選について 2 会議の公開の可否について
結 論  (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項：武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針について 会議の公開に関する指針について、会議資料に基づき事務局から報告した。  議題1：会長及び副会長の互選について 武蔵村山市まちづくり条例施行規則第129条第1項の規定により、会長に米田委員を、副会長に波多野委員を選任した。  議題2：会議の公開の可否について 「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」に基づき会議の公開の可否について審議を行い、原則「公開」とすることに決定した。  その他1：事務局より「宅地造成及び特定盛土等規制法によるまちづくり条例の影響」等について説明  その他2：事務局より「多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくり」等について説明  その他3：波多野副会長より「まちづくり準備会」等について説明
審 議 経 過  (主な意見等を原則として発言順に記載)	※委員の委嘱等 会議の開催に先立ち、委嘱書の交付、委員の紹介及び事務局職員の紹介等を行った。

<p>し、同一内容は一つにまとめる。)</p> <p>(発言者)</p> <p>○印=委員</p> <p>●印=事務局</p>	<p><b>【事務局説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議資料に基づき、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針について資料 2-1、2-2 をもとに報告</li> </ul> <p><b>【質疑・意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特になし</li> </ul> <p>議題 1：会長及び副会長の互選について</p> <p><b>【事務局説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会長及び副会長の選任について、武蔵村山市まちづくり条例施行規則第 129 条第 1 項の規定により、委員の互選で決定する旨を説明</li> </ul> <p><b>【質疑・意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長に米田委員を、副会長に波多野委員を推挙する意見あり</li> <li>○ 異議なし</li> </ul> <p>議題 2：会議の公開の可否について</p> <p><b>【事務局説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料 2-1「武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」、資料 2-2「武蔵村山市まちづくり審議会の会議の公開に関する運営要領」に基づき、まちづくり審議会の会議の公開に関する内容について説明</li> </ul> <p><b>【質疑・意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傍聴者が増えるよう、審議会開催に関する PR を強化した方が良い。</li> <li>● 今回は議題が会長及び副会長の互選と会議の公開の可否の 2 件であったため、市報には掲載していない。</li> <li>○ 市報も大事であるが SNS 等を活用してはどうか。</li> <li>● 今後の検討課題とさせていただく。</li> <li>○ 審議会開催に関する情報公開をもっと早くした方がよいのではないかと。</li> <li>● 今後の検討課題とさせていただく。</li> <li>○ 原則「公開」とすることに異議なし</li> </ul> <p>その他 1：まちづくり条例について</p> <p><b>【事務局説明要旨】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料 3「宅地造成及び特定盛土等規制法によるまちづくり条例の影響について」に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）による宅地造成等工事規制区域が今後指定されることに伴</li> </ul>
---	---

う、まちづくり条例改正の必要性について説明

**【質疑・意見等】**

- 宅地造成等工事規制区域に入らない箇所盛土についても、まちづくり条例で対応出来るようにしておいた方がよいのではないか。
- 国の基礎調査要領では都市計画区域全域を指定されることが想定されているため、その場合は市内全域が指定対象となるが、区域外となった場合の対応については今後事務局側で検討していく。
- 規制区域が指定される今後のスケジュールはどうか。ゲリラ的に災害等がいつ発生してもおかしくないため、市から都へ危険区域等の指定要請を行った方がよいのではないか。
- その場合、市から都へ要請することになると思うが、市の方で危険区域は把握しているのか。
- 現時点では、把握していない。本市北側の山の方に関しては、市街化調整区域であるため、今後注視して把握していきたい。
- 現在市で立地適正化計画の検討を行っていると思うが、その中の防災指針において、法面部分も検討する必要があるのではないか。
- 立地適正化計画は令和6年度に策定する予定であり、一つ一つ検討していく予定である。

その他2：多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりについて

**【事務局説明要旨】**

- 資料4-1「多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりについて」、資料4-2「多摩都市モノレール新駅周辺の将来像を考える」市民ワークショップ報告書に基づき、多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりについて説明

**【質疑・意見等】**

- まちづくり方針におけるパブリックコメントの情報収集のやり方はどのように行う予定か。
- パブリックコメントは市報により周知し、意見を集める予定である。また、オープンハウスにて市民の意見を聞くことも検討している。
- オープンハウスを検討しているとのことだが、サラリーマンの方々は時間帯によっては来れないことが考えられる。サラリーマンの方々は幅広い知識を持っているため、色んな意見を聞くことが出来るのではないか。市民の意見を聴く例として、納税通知書にまちづくり方針のアンケートを同封することによって、意見を言いづらい方々の意見も集約できるのではないか。また、アンケートへの回答を行うと特典が貰えるや、

市職員が出前アンケートを行うなど攻めの営業をかけることなど、意見をより多く集めるための工夫をしてはどうか。

- 説明会等で意見を出しづらい方々のため、オープンハウスを行おうと考えており、先日学園二丁目地区計画の関係でオープンハウスを行い、様々な意見を聞くことが出来た。また、納税通知書にアンケートを同封することに関しては、パブリックコメントの時期と納税通知書を送付する時期が異なるため難しいと考える。特典をつけることに関しては非常に面白い意見ではあるが、市民への公平性の観点から難しいと想定される。出前アンケートを行うことに関しては、大変貴重な意見であるが、オープンハウスや説明会等では職員の手手が割かれることから、そういった取組みができるかどうか今後検討していきたい。
- 先ほど他の委員からもSNS等を使った周知の話があったが、例えば市民の方が多く利用する、MMシャトルや立川バス等を使って周知するような形はどうか、例えばQRコードをバス内に設置するなど、幅広い方に周知するのはどうか。
- コンビニ等でのサイネージ広告を行うのはどうか。また、配布資料の報告書を見ると道の駅が欲しいなどの意見があるが、そういう案は市で検討しているのか。
- 過年度に道の駅に関しては市の方でも検討しており、候補地や金銭面の観点、市民のニーズがあるか等様々な課題があるため、今後また検討していきたいと考えている。
- 市と市民が同じ目線で考える共創により、色んな方を巻き込んで検討していくことが重要と考える。
- 子供がいる世帯の母親は、市の広報を見る余裕はないため、親子が来る場所にアンケート用紙や、QRコード等を設置することにより、アンケートを回答してもらえる機会が増えるのではないか。
- 親子が集まる場所に設置すること等、QRコード等の利用を市が出来るようになれば、そういう場に伺っていくことなど検討していきたい。
- 市の職員がもっと現場に行く必要があると考え、時間をつくって巡回した方が良いと考える。そういった姿勢を市民に見せることにより、市の職員を見る市民の目が変わるのではないか。またそういったことに伴い他の市からの注目度もあがるのではないか。
- 貴重なご意見として承る。
- 資料4-1に「駅ごとにまちづくり計画等の検討・策定」と記載があるが、その進捗はどの程度か。また、行政と市民の役割として、行政は市民を支える役割として水面下で動き、市民が主体となってまちづくりを行うことが大事だと考える。そのため、「まちづくり協議会」の立ち上げがとても重要であり、市民が主体である意識を持ってもらうことが重

要である。

- 「まちづくり協議会」により準備会立ち上げはまだ動けていない。本市のまちづくり条例上、地区まちづくり計画は「地区まちづくり計画」、「推進地区まちづくり計画」の2通りあり、「地区まちづくり計画」は市民主導、「推進地区まちづくり計画」は行政主導となっている。市民主導の方が将来性を考えると望ましいと考えるが、初めから市民主導で動くのは難しい部分もあることから、沿線方針策定では、行政主導である「推進まちづくり計画」に基づき、行政側で推進したい地区等を定め、その後市民の方々にも主体である意識をもってもらえるように行っていきたいと考えている。
- 市民に意識をもってまちづくりを促す際は、ビジネスのフレームワークを用いて、誰が見ても分かりやすいような情報発信を行うことが重要であるとする。
- 政策的なことに関しては現場を知っている市の職員が計画性と競争性をもって行うことが重要であるとする。まちづくりは計画的に、商業は競争優位を作り出すことが重要であるとする。

### その他3：まちづくり準備会について

#### 【事務局説明要旨】

- 武蔵村山市まちづくり条例第9条の規定に基づく「地区まちづくり準備会認定申請書」について事務局に相談が寄せられている。同条第4項において準用する第8条第2項の規定により、地区まちづくり準備会の認定をしようとするときは、まちづくり審議会の意見を聴くことができるとされていることから、本審議会に報告させていただく。  
つきましては、申請団体の代表である波多野委員から、まちづくり準備会発足の経緯や活動内容などについて、簡単にご説明いただきたい。

#### 【波多野氏説明要旨】

- 当日配布資料に基づき、まちづくり準備会について説明

#### 【質疑・意見等】

- 欧米と比較して日本のまちづくりが弱いため、狭山丘陵の緑を守るため、知識を出し合うことが大事であるとする。
- 活動対象となる本町三丁目～六丁目、中央四丁目の面積はどの程度か。都市核地区の面積と比較して、活動対象地区の面積が大きいのではないか。また、平地と丘陵地では土地の特性として考え方が違うのではないか。
- 面積は把握していない。また、本市にまちが出来た経緯等を踏まえ、平地と丘陵部を切り離して考えるのは難しいと見え、都市核地区を北側

	<p>に伸ばした範囲として、本件の範囲を設定している。</p> <p>○ 緑を守ることは大事だと考える。対象地区である箇所には          都          有地はあるのか。</p> <p>○ 都          有地はある。</p> <p>○ 都          有地もあるのであれば、市・市民・都が連携していけたら良いと考          える。また、緑を守ると同時に、歴史的価値のある建造物や郷土芸能等          も保全していけたら良いと考える。</p> <p>○ 御意見のとおりと考える。</p> <p>○ 本準備会については、まちづくり審議会の意見なしとしてよろしいか。</p> <p>○ 異議なし</p> <p>○ 他に意見等はあるか</p> <p>○ 市の歳出項目として上位3つはなにか</p> <p>● 民生費、総務費、教育費である</p> <p>● 会議録案の確認方法及び今後の審議会の予定等について報告</p>
--	--

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ( )	傍聴者：1人
---------------------	--	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
----------------------	--

庶務担当課	都市整備部都市計画課（内線272）
-------	-------------------